

建設工事における業種及び等級ごとの発注標準に係る基準

平成28年6月1日策定

建設工事入札参加資格審査基準第2条第2項に規定する業種及び等級ごとの発注標準並びに舞鶴市浄化槽設置工事に係る指名競争入札実施要領第7条に規定する等級ごとの発注標準は、次のとおりとする。

等級	建設工事発注標準		
		舗装工事、造園工事、 浄化槽設置工事	水道施設工事
A	3,000万円を超えるもの	1,000万円を超えるもの	5,000万円を超えるもの
B	3,000万円以下	1,000万円以下	5,000万円以下
C	1,500万円以下	500万円以下	1,500万円以下
D	500万円以下	500万円以下	1,500万円以下
E	500万円以下	500万円以下	500万円以下

(令和3年4月・一部改正)

(注)

- 1 発注標準は、概ねの金額である。また、経済社会状況に応じ変更する場合がある。
- 2 舗装工事については、舗装施工管理技術者（1級又は2級）の資格取得者を雇用している業者を指名するものとする。
- 3 造園工事については、造園工事に係る国家資格取得者を雇用している業者を指名するものとする。
- 4 基準等級の入札参加資格登録業者が少数である場合その他必要がある場合においては、上位の等級に属する有資格者を指名することがある。
- 5 災害等緊急の場合は、上記基準を適用しない場合がある。
- 6 共同企業体方式により発注する場合は、上記基準を適用しない場合がある。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月13日から施行する。